

■公募型樹木等採取応募要領

～河川法第25条を適用した公募型伐採の試行～

1. 目的

紀の川の河川内には多くの樹木が繁茂しています。これらの樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時に水の流れが妨げられ、また流出することにより堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与えるなど、河川管理上問題となる可能性があります。

このため、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所（以下「和歌山河川国道事務所」という。）では、これらの対策として順次、河川内の樹木の伐採作業を行っています。

しかしながら、樹木伐採には相当の費用を要することとなるため、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図ること、並びに選定に関する公平性・透明性・客観性を重んじるための試みとして、樹木の採取を希望する事業者（企業・団体）や個人等を公募します。応募者の選定後、河川法第25条の規定による樹木の採取を試行として行うものです。

2. 応募概要

(1) 応募から採取までの流れ

応募者は、この「公募型樹木等採取応募要領」に記載された内容に沿って応募書類を作成し、提出してください。

選定結果は応募者へ通知するとともに、和歌山河川国道事務所のホームページ（URLは下記）に掲載を行います。

その後、選定された応募者は、河川内の樹木を採取するため、河川法第25条に基づく許可申請手続きを行うこととなります。選定通知の際に送付させていただく書類に記載された内容に沿って申請書類の作成および提出を行ってください。選定された応募者は、河川法第25条の許可を受けることによって、樹木採取の着手が可能となります。

和歌山河川国道事務所ホームページ：<http://www.kkr.mlit.go.jp/wakayama/>

(2) 募集期間

平成28年10月19日（水）～平成28年11月2日（水）

※応募書類は郵送またはFAXにより平成28年11月2日必着

(3) 樹木採取可能場所

1) 樹木採取可能場所は以下の3箇所です。

①紀の川 右岸河川敷（和歌山市川辺地先 河口からの距離 11.6k～12.4k）

約 22,000m² のエリア

②紀の川 左岸河川敷（和歌山市小倉地先 河口からの距離15.2k～15.6k）
約16,000m²のエリア

③紀の川 左岸河川敷
（紀の川市桃山町段新田地先 河口からの距離21.0k～21.4k）
約18,000m²のエリア

※樹木採取可能場所までは、作業車で近づくことができます。

※樹木については、一本からの採取も可能です。

※紀の川市桃山町段新田地先については一部採取できない箇所があります。詳細位置については河川管理者へお問い合わせください。

（４）樹木採取可能期間

平成28年12月19日以降 ～ 平成29年3月15日（水）まで

（５）樹木の種類

主にヤナギ

（６）樹木採取料

樹木採取料の免除にあたっては、和歌山県宛てに、所要の免除手続きを行っていただく必要があります。

なお、手続きに必要な書類については、当事務所の方で必要事項を記入したものを、選定通知時に送付させていただきます。河川法申請時に押印したものを提出ください。

（７）応募参加資格

1) 以下のいずれにも該当しないものであることとします。

①過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者。

②公募期間中において、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条又は第71条の規定に該当するとして、近畿地方整備局長から指名停止等を受けている者。

③公募期間中において会社更正法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。

④直近1年間の税を滞納している者。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

⑥欠格事項

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外します。

イ. 提出書類の必要事項に記載がない場合あるいは必要な書類が添付されていない場合

ロ. 提出書類に虚偽の記載があった場合

ハ. 期間内に必要な書類等が提出されなかった場合

ニ. 提出書類への質問に対して回答が得られなかった場合

ホ. その他不正行為があったと認められる場合

(8) 応募方法

応募については、別紙の応募様式(様式1)に以下の内容を記入のうえ、(2)募集期間内に担当者宛て郵送又はFAXにて提出してください。

1) 応募様式(様式1)に記載する内容

- ① 応募者の氏名(法人の場合は代表者名)、住所、連絡先
- ② 応募区域
- ③ 採取を希望する河川産出物の種類(今回は樹木と記載)
- ④ 採取を希望する河川産出物の用途
- ⑤ 採取に関する計画
 - ・ 作業予定期間
 - ・ 作業実施者
 - ・ 伐開、搬出方法
 - ・ 必要な樹木量

⑥ 採取を実施する工程

採取に係る工程について、下草除草等の準備工事段階からの実施もしくは、樹木の伐開段階のからの実施のどちらかを記載すること

- ⑦ 安全対策等(清掃、交通整理等)の実施の有無
- ⑧ 応募参加資格の合致状況

③及び④については、採取を希望する河川産出物の種類または用途を制限するものではないが、当該種類または用途に疑義がある場合(採取を希望する河川産出物の種類が一部の木のみである場合、採取を希望する河川産出物の用途が明確でない場合など)には、採取の妥当性を正確に判断することができないため、確認を行う可能性があります。また、当該確認によっても疑義が解消されない場合には、採取の選定が受けられないことがあります。

2) 送付先

- ① 郵送 〒640-8227 和歌山県和歌山市西汀丁16
- ② 電話 073-402-0267
- ③ FAX 073-424-2165
- ④ 担当者 和歌山河川国道事務所 河川管理課 河川管理係 宛

3) 質問書の提出

質問書の提出期限は、平成28年10月26日(水)とします。

上記期間内に和歌山河川国道事務所 河川管理課 宛に、必要事項を質問書(様式2)に記入のうえFAXで送付することとし、回答は募集期間内に和歌山河川国道事務所ホームページで回答します。なお、質問書送付時には、事前に電話連絡を行ったうえでFAXすることとします。

質問者の競争上の地位その他正当な利益の保護の観点から、不開示とすることが妥当と判断したものについては、質問及び回答を公表せず、個別に回答する場合があります。

(9) 採取者選定結果の通知日時

平成28年11月17日(木)9時以降の発送によるものとします。

審査結果に対して疑問がある応募者は、結果通知日から1週間以内に文書で質

問することができるものとします。質問書は本要領 2. 応募概要（8）応募方法 2）送付先に提出してください。

（10）選定（審査）方法の概要

1）審査方法

河川管理者は、応募書類により参加資格の確認を行います。

2）選定方法

- ① 選定は、応募書類に基づいて、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから判断して、採取の効果等を総合的に評価し、公募型樹木等採取試行選定委員会により選定します。
- ② 選定にあたっての必要な情報の収集、履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合があります。
- ③ 期間については予定であり、詳細な日程および採取作業の方法、工程等を確認のうえ決定します。
- ④ 採取者審査方法は、次に掲げる項目によるものとします。
 - ・採取に関する計画（作業予定期間、作業実施者、伐開、搬出方法）
 - ・採取を実施する工程
 - ・交通安全対策等（清掃、交通整理等）の実施の有無
 - ・応募参加資格の状況

上記の審査の結果により応募者を選定するものとします。ただし、複数の応募者間で明確な差がないと判断した場合には、該当する応募者の中から複数の応募者を選定することがあります。

3）スケジュール

質問書の締切り	平成 28 年 10 月 26 日
応募書類提出の締切り	平成 28 年 11 月 2 日
審査・決定	平成 28 年 11 月 4 日～平成 28 年 11 月 16 日
選定通知の発送	平成 28 年 11 月 17 日
河川法の申請受付	平成 28 年 11 月 18 日～平成 28 年 12 月 1 日
採取開始（予定）	平成 28 年 12 月 19 日以降

（河川法の申請から許可までは 2 週間程度かかります。）

（11）河川法の許可手続き

- 1）本公募の選定通知を受けた者は、速やかに次の関係書類を添えて和歌山河川国道事務所に河川法第 25 条の規定に基づく樹木採取の申請を行い、許可を受けるものとします。

なお、申請書類の作成および提出については、選定通知時に送付させていただく書類に記載された内容に沿って、行ってください。

【河川法第 25 条申請】

- ① 河川占用許可申請書（要押印）
 - ② 事業の計画概要
 - ③ 搬出経路を明示した図面
 - ④ 占用料金免除申請書（要押印）
- 以下は当事務所で準備いたします。
- ⑤ 選定通知（写し）
 - ⑥ 流水占用料免除について（写し）
 - ⑦ 位置図
 - ⑧ 平面図
 - ⑨ 河川現況写真

※申請書類の提出部数は正本1部、副本3部の計4部とします。また提出窓口は和歌山河川国道事務所船戸出張所とし、受付時間は平日の9時00分から16時30分までとします。

なお、申請を行う際には事前に提出窓口へのご連絡をお願いいたします。

2) 申請書の提出期限は、平成28年12月1日(木)とします。特段の理由なく、この期間に申請を行わない場合は、採取者の決定を取り消すことがあります。

3) 河川法第25条の許可の際に付すことを予定している条件の内容

- ①この許可を受けた者は、採取の期間中は、この許可に係る樹木の採取場所又はその付近の見やすい場所に、採取目的、河川採取物の種類と数量、採取面積、採取者名(法人にあってはその名称。)、連絡先(電話番号。ただし、法人の場合に限る。)、採取期間及び所轄事務所・出張所を明記した標識等をあらかじめ和歌山河川国道事務所船戸出張所長(以下出張所長という。)の指示に従い、設けることとします。
- ②この許可にかかる区域及び位置を明らかにするため出張所長が必要と認めるときは、出張所長又はその指名する職員立会のうえ境界標を設置することとします。
- ③この許可に係る採取に着手しようとするときには、あらかじめ出張所長に届け出て、工事工程及び詳細について指示を受けることとします。
- ④この許可を受けた者は、17時から翌日8時までの間には作業を行わないこととします。
- ⑤この許可を受けた者は、採取の跡地を河川管理上支障のないようその都度整地することとします。
- ⑥この許可を受けた者は、採取した樹木を速やかに河川区域外へ搬出することとします。
- ⑦この許可を受けた者は、運搬路を常に河川管理上支障のない状態を保つこととします。
- ⑧この許可を受けた者は、採取場所を管理する出張所ごとに帳簿(または採取日誌)を作成し、備えておくこととします。
- ⑨この許可に係る採取又は運搬に起因して、河川管理施設その他の工作物を損傷したときは、ただちに出張所長に届け出ることとします。また、講ずべき措置等について、出張所長から指示のあったときは、その指示に従うこととします。
- ⑩採取料については、別途和歌山県知事が定めるところによるものとします。
- ⑪出張所長がこの許可に係る採取について報告を求めたときには、許可受け者は速やかに報告することとします。また、この許可に係る採取状況について立ち入り調査を求めたときには許可受け者はこれに協力することとします。
- ⑫次の各号に掲げる場合は、すみやかに出張所長を経由して河川管理者に届け出ることとします。
 - イ 許可の際の住所氏名を変更したとき。
 - ロ この許可に係る期間内に、この認可に係る採取量に満たないで採取を取りやめたとき。
 - ハ 天災その他やむを得ない理由によって採取又は掘削ができないとき。
 - ホ 他の法令の規定による行政庁の許可または認可その他の処分を受けることを必要とする場合において、これらの処分を受けることができなかつたとき、またはこれらの処分が取り消される、もしくは効力を失ったとき。
- ⑬この許可に係る占用の期間が満了したときは、この許可は効力を失うものとします。ただし、採取期間内であっても、申請許可した採取量に達した時にはこの許可は効力を失うものとします。
- ⑭この許可に係る採取を完了したときはすみやかに出張所長に届け出て検査を受けることとします。
- ⑮この許可を受けた者は、この許可に係る採取又は運搬により第三者に損害を

与えることがないよう万全の措置を講じるとともに、万一、損害を与えた場合は、この許可を受けた者の責任において処理することとします。また、樹木採取の作業中における事故については、許可を受けた者の責により対応することとします。

- ⑩この許可を受けた者は、河川工事その他の河川の管理に属する行為により通常生ずる支障については、この許可を受けたことをもって河川管理者に対抗することができないものとしします。
 - ⑪河川管理者は、この許可書を整理する必要があると認めるときは、これを改正することができるものとしします。
 - ⑫枝葉は現場より回収して搬出することとしします。
 - ⑬採取した樹木の数量（m³ 又は t 又は搬出車両の台数）を計測し、伝票等資料を添えた集計表を提出することとしします。
 - ⑭採取場所においては使用機材等の整理整頓に努めることとしします。
 - ⑮出張所長がこの許可に係る採取行為について現地履行確認を求めたときには、許可を受けた者は立ち会うものとし、計測や資料提示に協力することとしします。
 - ⑯採取場所への進入路には車止めがあります。鍵を開けた際には関係者以外進入することのないよう、管理をしてください。
 - ⑰搬出経路については、現地をむやみに踏み荒らさないよう最低限の経路を設定し、申請してください。
 - ⑱紀の川市桃山町段新田地先については、水際の本の採取は禁止することとしします。
 - ⑲申請者間で採取場所が重複した場合は、河川管理者がヒアリング等により調整させていただくこととしします。
- (12) 自損事故を起こした場合または河川管理施設もしくは第三者に損害を与えた場合の取り扱い、及び河川管理者の指示による中止の扱い
- 1) 河川管理者は、河川利用者や許可受け者の事故を未然に防止する観点から、必要に応じて許可受け者に指導を行うものとしします。
 - 2) 河川管理者は、許可受け者が樹木を採取するにあたって、周辺に生息する希少種に影響を及ぼすこと、または刈草や伐木した樹木の搬出時の周辺に迷惑をかけることのないように、必要に応じて許可受け者に指導を行うものとしします。
 - 3) 採取は、許可受け者の責任において行うものであるため、採取中の自損事故の処理、第三者や河川管理施設等に損害を与えた場合には、許可受け者は速やかに河川管理者に通報し、適切な対応を行うものとしします。
なお、許可受け者が原因である河川管理施設に対する損害については、河川法第18条に基づき、その原因者に復旧を求めるとともに、河川管理者が自ら復旧を行う場合も含めて、河川法第67条に基づき当該原因者に対し、復旧に要する費用負担を求めるものとしします。
 - 4) 許可受け者は、河川管理者から採取の停止があった場合は、すぐに作業を停止することとしします。なお、停止に伴う費用は無償としします。
- (13) その他
- 1) 採取者は、河川管理者が定める採取期間において、河川法、同法施行令及びその他の関係法令の規定並びに許可に付された許可条件を遵守し、採取する

ものとしします。

- 2) 手続において使用する言語は日本語に限るものとしします。
- 3) 採取にあたって実施すべき安全対策等の内容は以下の通りとしします。
盗難防止対策、猛暑・防寒対策、現場内の清潔の保持、交通誘導等
- 4) 応募書類に記載していただく住所、連絡先については、申請者の選定結果の通知及び当選後の連絡にのみ使用いたします。